

平成 28 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 2 回 評議員会議事録

招集年月日 平成 28 年 12 月 1 日 (木)
開催日時 平成 28 年 12 月 21 日 (水) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 13 分まで
開催場所 神栖市保健・福社会館 2 階 会議室 B
出席評議員 25 名 (評議員定数 40 名)
出席役員 保立一男会長、高安俊昭常務理事

定刻通り、平成 28 年度第 2 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会を開催。

評議員総数 40 名中 25 名の出席により、定款第 14 条第 7 項に定める定足数を充たし、評議員会が成立していることを確認した後、保立会長より挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・坂本 鉄夫 (評議員)

保立会長は公務のため、ここで退席となる。

議事に先だって、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・高柳 のり子 (評議員)、安藤 順子 (評議員)

○説 明

社会福祉法人制度改正、評議員選任に関する説明

(事務局：相良) 厚生労働省を中心に、社会福祉法人の大きな制度改革がなされておりまして、平成 29 年 4 月から改正法の施行がされることが決定されております。特に社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人の設置根拠となる社会福祉法が改正されまして、全国全ての社会福祉法人は新しい法律に基づいた法人運営を来年度の 4 月から実施することが義務づけられているところでございます。

今回の法改正の中では、行っている業種にかかわらず全ての社会福祉法人は「①地域における福祉サービスの中核的な担い手である」と、「②公益を目的とした公共性の高い組織である」ことを踏まえた法人運営をしていくことが大きな柱となっています。特に②については、たとえ収益を伴う事業を行っていたとしても、株式会社のように外部・内部での配当はしないこと、売り上げがあった部分は地域のニーズに沿った新しい福祉サービス、あるいは今あるサービスの充実に還元していくことが明文化されました。当然、利益の一部を目的もなく留保することは厳しく制限がされるようになっていきます。これまで、一部の社会福祉法人では評議員会の設置は任意であり、評議員会を設置している法人についても理事会に対する諮問機関というような位置づけとされてきました。今回の法改正で評議員会は、最終的な法人の事業運営やお金の流れをチェックして議決する機関として位置づけがされております。当然社会福祉協議会も同じような改正をこれから図っていくところでありますが、神栖市社協では既に評議員会が設置されております。今回の改正によって、新たに大きな責任が加わるであるとか、新たな業務が増えるということについては想定していません。

ただし、今回の法改正で大きく変わるところは、任期の部分となります。これまで評議員の任期は 2 年間とされておりました。現在の評議員の皆様については、平成 28 年 4 月 1 日から 2 年間ということでご委嘱申し上げたところでございますが、法定事項として現在の評議員については平成 29 年 3 月 31 日で任期満了させることが国から示されています。平成 29 年 4 月から就任される評議員の任期は 4 年となることが定められました。厳密に説明をいたしますと、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終時までとなります。具体的には平成 32 年度の決算を承認する評議員会、時期で言うと平成 33 年 6 月開催予定の評議員会までが任期となります。

なお、今後のスケジュールとしまして、新しい評議員については 2 月上旬に各団体に推薦依頼をさせていただいて、3 月中に理事会で候補者を選び、最終的に「評議員選任・解任委員会」にて選任決定されます。

これまでは、評議員は理事会が選任するということでしたが、理事と評議員の役割を明確化するために選任に関する委員会が別に定められることになりましたので、3月中にこの委員会で選任決定して、4月1日から新評議員に委嘱状の交付ができるように準備を進めてまいります。

質疑はなく、説明を終了した。

○議 事

報告第1号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）について

（事務局：荒井）今年5月に開催されました第1回評議員会におきまして、報告をさせていただいたところでございますが、経営改善計画策定指針に基づいて平成29年度を初年度とする3年間の行動計画策定に向け、社会福祉協議会の執行部であります理事・監事によって組織されました事業専門委員会と財務・組織専門委員会、その2つの委員会におきまして2回ずつ、計4回の協議を経て、10月に計画の策定が完了しました。この行動計画は、11月に社会福祉課を通じて市へ提出させていただきました。それに併せて平成29年度社会福祉協議会助成金要望となる積算書も提出しています。

計画の趣旨は、神栖市社会福祉協議会も法人化されて30年が経過している中で、景気の動向や社会情勢の変化にともないまして、市が社協に求める役割や助成金のあり方などの見直しが行われているところでもあります。社協事業の本質や運営のあり方については変わるものではありませんが、法人運営や会費や寄付金のあり方については多方面から見た中で、改めて市と綿密な連携を図り計画を立てて中長期的に取り組む必要が出たというところです。この経営改善計画は地域福祉活動計画と連動しまして、その計画がより実現に向けたものとなること、組織体制の評価と事業の継続性を保つために具体的な財源を確保するための計画という風にご理解いただきたいと思います。

【詳細の内容は、経営改善計画策定指針に基づく行動計画に沿って説明】

（小川評議員）行動計画P.3にある会費収入の確保の中で、団体会員の創設とあります。29年度の収入目標として36,000円と示されていますが、具体的な会費額を教えてください。

（事務局：相良）計画の段階では1団体3,000円程度で試算をしております。試算の具体的な根拠となる会費ごとの内訳につきましては、行動計画P.11に記載しています。今年度の収支見込みに対してそのまま推移した場合、今回の改定で新たな種別の会費を盛り込んだ場合での会費総額の伸びを試算したものです。この中では、団体会員については3,000円と試算をして、現在社協に登録いただいている団体のうち平成29年度は1割程度が会員になった場合で試算をしています。

（保立評議員）今回のボランティアセンターマガジンで、髪をカットしてくれるボランティアが掲載されていました。ボランティアと書いてありましたが、料金は2,000円となっています。このお金は社協に入るのか、そのボランティア個人に入るのかという部分について教えてください。

（事務局：荒井）カットボランティアの利用料金は社協に入るわけではなく、グループに入る形です。その利用料金は交通費等に充てると確認しております。

（保立評議員）それでは純粋なボランティアではないということでしょうか。私は無償で30年以上ボランティアを続けています。掲載されていた記事の内容で2,000円という金額はボランティア的な料金ではないなと感じました。

（事務局：荒井）今日的には「有償ボランティア」という表現がされている場合も見受けられておりますが、社協としましては、ボランティア活動は原則無償という認識でございます。ただし、全国社会福祉協議会が運営するボランティア保険に加入できる活動範囲は、実費相当分の受け取りは認められている内容となっておりますので、この保険に加入できた団体においては、ボランティア活動団体として登録いただき、活動紹介していきましようという考え方で進めさせていただいております。

（保立評議員）私個人の見解では、無償でやってあげたいという風に思いますが、もう少しボランティア的な料金で実施するのもいいのかなと感じます。

(小川評議員) 行動計画 P.3 の共同募金の増額について、神栖市では何年か前から募金箱を市内のお店に設置するという形を取っていますが、以前の様に戻すということでしょうか。

(事務局：橋田) 神栖市の共同募金運動は、募金者が自分のできる範囲で納得できる金額を自由に提供できるスタイルに切り替えていきたいと思いますということで、様々な工夫を5年ほど実施してきました。3年前には行政区の区長さんをお願いをして各班単位などで目安額 500 円の募金を集めていただくことは終了させていただきました。それは今も変わりません。ただ、募金の手法として各行政区の区長さんに、それぞれの行政区の中で共同募金運動に何らかの形でご協力いただけませんかというお願いを今年から積極的にさせていただいたところがございます。決して以前の形に戻すということではありません。1世帯 500 円という募金をお願いすることを止めた後も、いくつかの行政区が独自の取り組みを実施してくれました。その取り組みをきちんと PR していくことで、他の行政区でもそのお気持ちが生まれるのではないかという期待を込めまして、今年 91 の区長さんのお宅を訪問させていただきました。去年は 8ヶ所の行政区から独自のご協力をいただきましたが、今年は現在まで 33 の行政区から共同募金運動にご協力をいただいております。

将来的には 91 の行政区が何らかの形で募金運動に協力していただけるというのが目標です。決して強制的な形にならないように、地域募金という名称を付けて各行政区の区長さんをお願いをして始めているところですので、お間違えのないようにご理解いただければと思います。

質疑はなく、報告済みとされた。

議案第 1 号 定款の変更について

(事務局：相良) 社会福祉法人制度改革に基づいて、社会福祉協議会の定款を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行をしていくという内容の提案でございます。今回の変更におきましては、改正法に基づいて全国社会福祉協議会が市町村社協宛にモデルの定款例が示されました。先月末に示された「法人社協モデル定款」の最終版をもとに神栖市社協の定款変更案を作成しております。基本的な文言の修正等は全て「法人社協モデル定款」に準拠した形での改正となっております。

【別資料定款変更案に沿って説明、定款変更の概要は以下の通り】

1. 新規事業（生活困窮者自立支援事業）の追加 [第 2 条]
2. 評議員の定数 (27 名以上 40 名以内)・任期 (4 年)・選任方法等の変更 (評議員選任・解任委員会の設置) [第 6 条～10 条]
3. 評議員会の開催時期を明記 (定時評議員会を 6 月に開催、3 月及び必要がある場合に開催) [第 13 条、14 条]
4. 役員の任期満了日を変更 (現在の役員の任期は 29 年 6 月の定時評議員会まで) [第 22 条]
5. 代表権は会長 (理事長) のみ (職務代理者の選任は不要、正副会長に加え常務理事の選任も理事会の議決となる) [第 20 条、21 条]
6. 決議の省略に関する規定 (会議を構成する全員が書面等による同意の意思表示をしたときは会議招集は不要、書面による意思表示は出席とみなす規定は削除) [第 16 条、30 条]

(大川評議員) 定款変更案 P.1 第 2 条にある障害者デイサービスセンターと福祉作業所の管理・経営の部分で、管理のところは削除となっております。指定管理として管理と経営両方をお願いしていると解釈しておりますが、管理を削除する理由を教えてください。

(事務局：相良) 定款変更案 P.1 の第 2 条に掲げております (7) (8) は、神栖市から指定管理者として指定を受けて実施している障害者デイサービスと福祉作業所に関する定めです。元々は「～の管理・経営」となっていたものを、管理を取って「～の経営」とするものです。指定管理事業の定款記載の位置づけについても、全国社会福祉協議会の方から Q & A あるいは指示が出ておまして、指定管理事業においても「経営」ということで統一すると示されておりますが、この中には当然、施設の管理は含まれます。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 24 名、反対 0 名で議決された。

議案第2号 評議員選任規程の改正について

(事務局：相良) 定款変更に伴いまして、平成29年4月1日以降の評議員について、定数及び選任の方法が改められましたので、関連規定である評議員選任規程について改正をはかるものです。元々こちらの評議員選任規程につきましては、選出すべき評議員さんの選出母体・選出区分を明確化するという事で制定をしていたものでございましたが、今回の改正の中では、選任にあたる新たな仕組みが見直されることと、選任を行う評議員選任・解任委員会の設置と運営方法について追加をさせていただく内容となっております。

【詳細の内容は、本資料P.5～P.7に沿って説明】

(小川評議員) 神栖市社協の評議員には民生委員から現在16名が選出されていますが、今後もその16名が上限となるのでしょうか。

(事務局：相良) 現在神栖市社協の評議員さんに就任していただいている方のうち、16名は民生委員さんということで、神栖市民児協の方から推薦をいただいております。ここは選出区分で言うところの「地域福祉事業に関心を持つ者」ということで、規程上は学識経験者も含めて16名までを選任することはできております。この16名については、引き続き民生委員さんの代表ということで推薦の依頼をさせていただき予定となっております。

(小川評議員) 推薦者は神栖市民児協にお任せしているという状況でしょうか。地域からまんべんなく選出された方がよいと思っております。

(事務局：相良) 推薦の依頼は他の関係団体も同様ですが、団体の代表の方宛に推薦依頼をさせていただき、各団体から推薦をいただいた方を、今後のルールですと理事会で候補者として協議し、最終的には選任委員会に諮るという流れになっております。16名の民生委員さんを選ぶのは神栖市民児協にお任せしておりますが、民生委員さんは地域の代表でもありますので、「市内に8つある中学校区から2名ずつご推薦いただけますか」という内容で推薦依頼をさせていただいております。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成24名、反対0名で議決された。

(事務局：橋田) 最後に事務局より連絡事項があります。次回の評議員会は平成29年3月末を予定しております。法改正により、現在の評議員の皆様の任期中最後の会議となりますので、ご出席の程よろしくお願ひ申し上げます。また、評議員改選にあたりまして、評議員の皆様が所属する各団体宛に平成29年4月以降の評議員の推薦をご依頼いたします。推薦依頼は文書で2月頃に発送させていただき予定です。なお、評議員の改選について何かご質問等があれば、事務局 相良までお申し付けください。よろしくお願いいたします。

以上をもって、平成28年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会は終了となる。